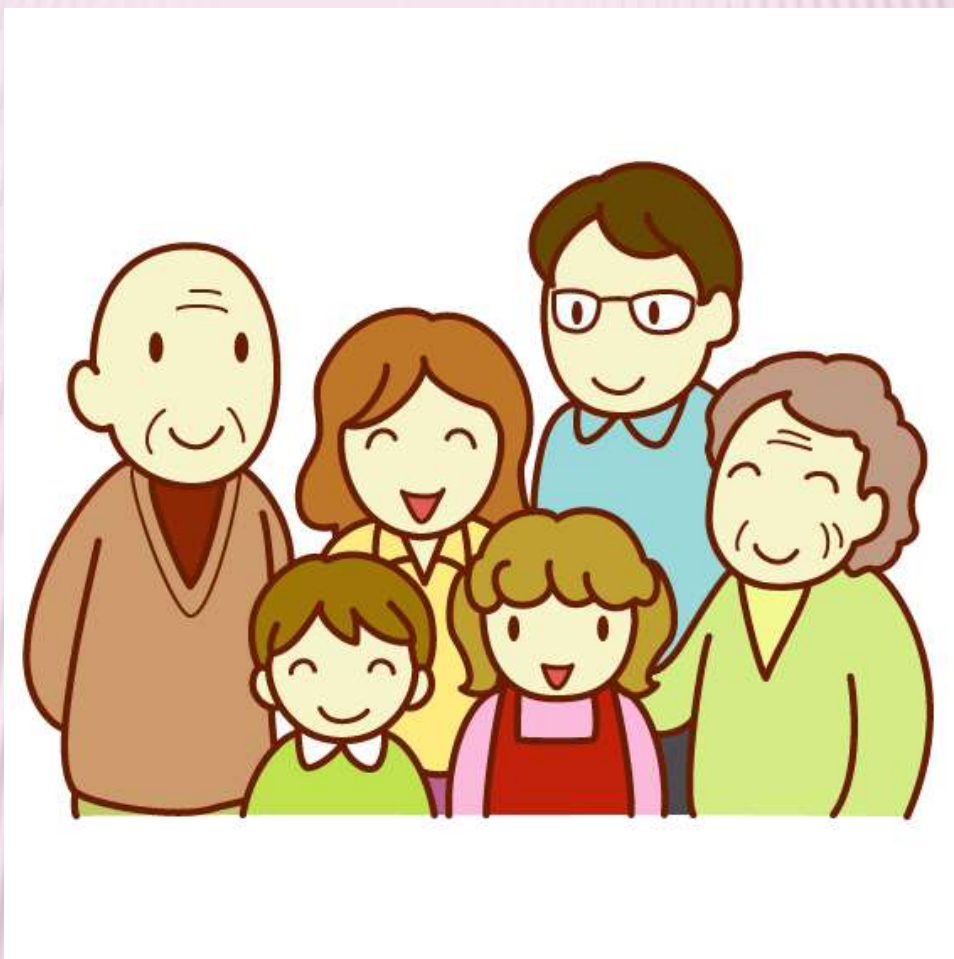


多世代家族 同居近居促進事業補助金 〈ご案内〉



埼玉県日高市

1. 概要

市内に住む親の世帯と同居又は近居をするため、市内で新たに住宅を取得し、転入する子の世帯に対し、住宅取得に要する経費の一部を補助します。

※「近居」とは、市内で別々の住居に居住すること。

- ・ 介護や子育てなど
⇒ 多世代家族による共助の推進
- ・ 移住や定住
⇒ 地域の活性化



2. 対象要件

◆ 子の世帯 ※対象世帯＝補助対象者

- 世帯主又はその配偶者がそのいずれかの子と同居していること。
- 世帯主又はその配偶者が出産予定であり、出生後に同居を予定していること。
- 世帯全員が本市への転入前に継続して1年以上市外に居住しており、取得しようとする市内の住宅に直接転入すること。

◆ 親の世帯

子の世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの親であって、継続して5年以上本市に居住していること。

◆ その他（共通事項）

- 継続して5年以上同居又は近居をする見込みがあること。
- 市税に滞納がないこと。など



3. 補助金額等

◆ 補助対象者

本市に居住する親の世帯と同居又は近居をするため、市内の住宅を取得しようとする子の世帯の世帯主又はその配偶者

◆ 基本補助額

新築住宅 50万円 / 中古住宅 30万円

※ただし、当該住宅取得価格が基本補助額に満たない場合には、当該取得価格を補助額とします。

◆ 加算額

- 15歳未満の子どもと同居 20万円
- 市内建築業者による新築住宅 10万円
- 土地区画整理事業地区の新築住宅 20万円



**最大
100万円
を補助**

4. 申請方法

申請書に必要書類を添えて、担当課まで持参又は郵送により提出してください。

また、ご不明な点は担当課までお問い合わせください。

※ 補助金交付要綱の施行日（平成28年9月1日）以降に申請できます。

【申請先・問い合わせ先】

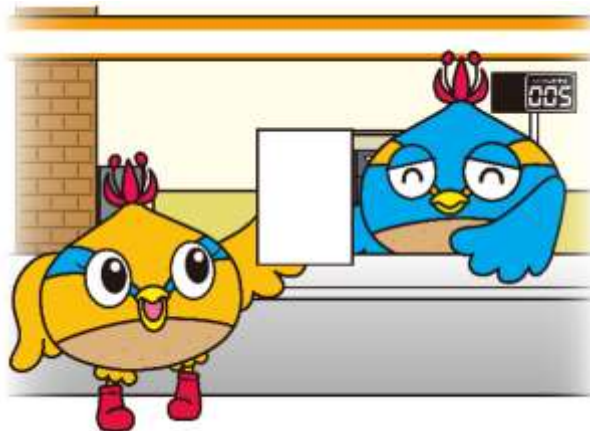
日高市役所

都市整備部 都市計画課 住宅政策担当

〒350-1292

日高市大字南平沢1020番地

電話：042-989-2111（代表）



5. 必要書類（添付書類）

交付申請時

- ◆ 日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付申請に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
- ◆ 対象世帯の全員が継続して1年以上市外に居住している事実が確認できる戸籍の附票の写しその他の書類
- ◆ 母子健康手帳の写し（対象世帯が出産予定であり、出生後に同居を予定している場合に限る。）
- ◆ 対象世帯の親の住民票の写しその他の書類
- ◆ 対象世帯と親の世帯の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本その他の書類
- ◆ 住宅取得に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ◆ 住宅の位置図、配置図及び平面図
- ◆ その他市長が必要と認める書類

実績報告時

- ◆ 対象世帯の親及び対象世帯の世帯全員の同居後又は近居後の住民票の写し
- ◆ 住宅取得に係る登記事項証明書（全部）の写し
- ◆ その他市長が必要と認める書類

6. 手続きの流れ

